平成２９年（フ）第５７７号
神奈川県藤沢市菖蒲沢848番地　メゾン・ド・アイリス102
債務者　安倍　和之
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５７８号
神奈川県藤沢市菖蒲沢848番地　メゾン・ド・アイリス102
債務者　安倍　　愛（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６２号
東京都八王子市左入町684番地２八王子ドゥーム111号
債務者　山本　　廣
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７５９号
静岡県御殿場市東田中643番地の１　シャルム藤101
債務者　保阪　奈美（旧姓奥山）
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４２０号
神奈川県大和市下鶴間2906番地１　シーザースパレスⅡ102
債務者　松尾　洋平
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５６９号
横浜市中区弥生町５丁目48番地４　クリオ大通り公園壱番館404号室
債務者　寺腰由香利
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４２３号
横浜市中区鷺山32番地14　101号室（前住所）
債務者　中敷領朱未
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７１５号
神奈川県綾瀬市蓼川１丁目16番19号　エスポワールヒルズ山口第２―201
債務者　佐藤　　弘
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６３号
横浜市西区高島２丁目１番18―1201号
債務者　藁谷真由子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０３号
横浜市緑区長津田７丁目５番13号　サンハイツ103号
債務者　佐藤　健次
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５１１号
横浜市旭区今宿東町540番地　Ａ号室
債務者　石塚　義之
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５４６号
横浜市戸塚区平戸２丁目33番57―301号
債務者　広瀬三津雄
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５５４号
横浜市保土ケ谷区仏向町276番地　若人荘102
債務者　垣花　浩伸
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５８１号
横浜市旭区鶴ケ峰本町２丁目５番48号　今野ハイツ203
債務者　廣川　忠宏
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４号
栃木県栃木市平柳町１丁目14番21号　シルクⅡ101
債務者　新村　享子（旧姓伴）
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部